

令和6年 議案第15号

令和6年度みよし市教育振興基本計画推進委員の選任について

上記の議案を提出する。

令和6年5月21日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、みよし市教育振興基本計画推進委員の任期満了に伴い新たに選任する必要があるからである。

令和 6 (2024) 年度みよし市教育振興基本計画推進委員会委員候補 名簿

任期 令和 6 (2024) 年 4 月 1 日～令和 7 (2025) 年 3 月 31 日

	氏 名	選出区分	備 考
1	大 村 恵	大学教授	愛知教育大学教育ガバナンス講座 教授
2	渡 辺 桜	大学教授	名古屋学芸大学ヒューマンケア部子どもケア学科 教授
3	大 地 由美子	みよし市社会教育委員会代表	みよし市社会教育委員
4	鈴 木 政 之	愛知県立三好高等学校長	愛知県立三好高等学校長
5	都 築 克 章	小中学校校長会中学校代表	みよし市立三好丘中学校長
6	丹 羽 浩 介	小中学校校長会小学校代表	みよし市立三好丘小学校長
7	黒 田 和 秀	小中学校教頭会代表	みよし市立北中学校教頭
8	林 晴 子	市立保育園園長会代表	みよし市立すみれ保育園長
9	山 田 竜 治	小中学校 P T A 連絡協議会代表	みよし市立三好丘小学校 P T A 会長
1 0	岡 田 文 子	私立幼稚園父母の会代表	三好桃山幼稚園保護者代表
1 1	山 岡 直 子	市立保育園父母の会会長	みよし市立城山保育園長
1 2	富 樫 佐智子	みよし市文化協会代表	みよし市文化協会会長
1 3	鈴 木 睦 子	みよし市文化財保護委員会代表	みよし市文化財保護委員
1 4	鈴 木 康 之	みよし市スポーツ団体代表	スポーツ推進委員
1 5	平 山 啓 子	みよし市図書館協議会代表	みよし市図書館協議会代表(副会長)
1 6	清 水 素 子	みよし市教育委員会委員	みよし市教育委員会委員

みよし市教育振興基本計画推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市附属機関の設置に関する条例（平成21年三好町条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、みよし市教育振興基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の協議、意見交換等を行うものとする。

- (1) みよし市教育振興基本計画の推進に関すること。
- (2) みよし市教育振興基本計画の評価に関すること。
- (3) みよし市教育振興基本計画の見直しに関すること。
- (4) その他みよし市教育振興基本計画の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、条例別表に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に、副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、各分野別の調査研究、計画策定及び見直しに必要な資料収集のため、必要に応じて、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、各分野別の課長職以下の職員で構成する。

- 3 作業部会に部会長を置き、部会長に学校教育課長をもって充てる。
- 4 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育振興基本計画担当課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月24日から施行する。

(みよし市教育基本計画推進委員会設置要綱等の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) みよし市教育基本計画推進委員会設置要綱（平成15年4月1日）
- (2) みよし市教育基本計画策定委員会設置要綱（平成26年2月14日）
- (3) みよし市教育基本計画調整会議設置要綱（平成26年4月1日）
- (4) みよし市教育基本計画に係る作業部会設置要綱（平成26年4月1日）

附 則（令和2年4月28日）

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。